

熊本県障がい福祉計画(概要)

〔第4期：平成27年度～平成29年度〕

未定稿

数値目標等は、市町村ヒアリング（H26.11～12月）等を通じて設定予定

平成26年11月25日現在
熊本県障がい者支援課

障害福祉計画について

1 障害福祉計画について

- ・ 障害者総合支援法に基づき、市町村及び都道府県においては、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めなければならない（法第88条第1項、第89条第1項）。国の基本指針に基づき、3年を1期として計画を作成。

2 障害福祉計画に定める事項

【市町村計画】

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ・ 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項 など

【都道府県計画】

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ・ 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ・ 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項 など

3 都道府県計画及び市町村計画について

- ・ 都道府県計画においては、市町村計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整を行うことが必要。

第4期障害福祉計画に係る基本指針について

1

これまでの経緯等

- ・ 市町村・都道府県の障害福祉計画は、現行の第3期計画の計画期間が平成26年度末であることから、平成27年度を初年度とする第4期計画（H27～H29年度）を、平成26年度中に策定する必要がある。
- ・ 第4期計画の作成に係る国の基本指針の見直しについては、平成26年5月15日に告示（厚生労働省告示第231号）が行われ、同日付けで各都道府県障害保健福祉主管部長宛に通知が行われた。
 - 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正について（通知）平成26年5月15日付け障企発0515第1号
 - 「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について（平成26年5月15日付け障企自発0515第1号）

2

第4期障害福祉計画に係る基本指針の主な内容

【計画の作成プロセスに関する事項：PDCAサイクルの導入】

- 「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表 等

【個別施策分野①：成果目標に関する事項】

- 福祉施設から地域生活への移行促進（継続）
- 精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
- 地域生活支援拠点等の整備（新規）
- 福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

【個別施策分野②：その他】

- 障害児支援体制の整備（新規）
- 計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

第4期障害福祉計画に係る基本指針（平成26年5月15日告示）

計画の作成プロセス等に関する事項（PDCAサイクルの導入）

- ・ 成果目標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる。
- ・ 中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その成果について公表することが望ましい。

個別施策分野①：成果目標に関する事項

【福祉施設から地域生活への移行促進（継続）】 H29を目標年度

- ① 施設入所者の地域生活への移行
H25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行
- ② 施設入所者の削減
H25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減

【精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）】

- ① H29年度における入院後3か月時点の退院率：64%以上
- ② H29年度における入院後1年時点の退院率：91%以上
- ③ H29.6末時点の長期在院者数をH24.6末時点の長期在院者数から18%以上削減

【地域生活支援拠点等の整備（新規）】

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、H29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

【福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）】

- ① 福祉施設から一般就労への移行 → H24年度実績の2倍以上
- ② 就労移行支援事業の利用者をH25年度末から6割以上増加
- ③ 就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

個別施策分野②：その他

【支援の質の向上】

- 研修関係
 - ① 強度行動障害支援者養成研修
 - ② 罪を犯した障害者等への研修 等
- 障害者虐待防止、権利擁護
 - ① 事業者における従業員研修
 - ② 高齢者等の虐待防止との連携
 - ③ 成年後見制度の利用促進 等

【相談支援】

- サービス等利用計画作成の体制確保
- 地域移行支援の提供体制の確保
- 地域定着支援の提供体制の充実

【障害児支援】

- 乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援、提供体制の構築
- 児童福祉法に定める6つの支援類型・障害児相談支援の利用児童数等の見込み
- 障害児支援のための基盤整備

市町村・都道府県の役割

成果目標	市町村	都道府県
<p>施設入所者の地域生活への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設入所者の地域生活への移行の成果目標を定める。 ○ 当該成果目標を踏まえ、障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）を定める。 →（少なくとも1年に1回）成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる →（より頻回）活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護の利用者数、利用日数 ・自立訓練（機能訓練、生活訓練）の利用者数、利用日数 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続支援（A型、B型）の利用者数、利用日数 ・短期入所（福祉型、医療型）利用者数、利用日数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 ・施設入所支援の利用者数（※削減を目指す。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村と調整の上、施設入所者の地域生活への移行の成果目標を定める。 ○ 市町村と調整の上、障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）を定める。 →（少なくとも1年に1回）成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる →（より頻回）活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護の利用者数、利用日数 ・自立訓練（機能訓練、生活訓練）の利用者数、利用日数 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続支援（A型、B型）の利用者数、利用日数 ・短期入所（福祉型、医療型）利用者数、利用日数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 ・施設入所支援の利用者数（※削減を目指す。）
<p>入院中の精神障害者の地域生活への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県の成果目標を踏まえ、障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）を定める。 <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続支援（A型、B型）の利用者数、利用日数 ・短期入所（福祉型、医療型）利用者数、利用日数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入院中の精神障害者の地域生活への移行の成果目標を定める。 ○ 市町村と調整の上、障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）を定める。 →（少なくとも1年に1回）成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる →（より頻回）活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続支援（A型、B型）の利用者数、利用日数 ・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）利用者数

市町村・都道府県の役割

成果目標	市町村	都道府県
<p>障害者の地域生活の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点等の整備に関する内容を検討する。 → (少なくとも1年に1回) 実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的見地から、拠点等の整備に関する内容を検討する。 ○ 市町村が整備を進めるにあたっての必要な支援。 → (少なくとも1年に1回) 市町村又は圏域ごとの実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる
<p>福祉施設から一般就労への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設利用者の一般就労への移行の成果目標を定める。 ○ 当該成果目標を踏まえ、障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)を定める。 → (少なくとも1年に1回) 成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる → (より頻回) 活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村と調整の上、福祉施設利用者の一般就労への移行の成果目標を定める。 ○ 市町村と調整の上、障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)を定める。 → (少なくとも1年に1回) 成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる → (より頻回) 活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型) ・公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数 ・障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 ・障害者トライアル雇用事業の開始者数 ・職場適応援助者による支援の対象者数 ・障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

成果目標と活動指標の関係

(成果目標)

(活動指標)

(基本指針の理念) 障害者が地域で暮らせる社会に
自立と共生の社会を実現

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

(都道府県・市町村)

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

入院中の精神障害者の地域生活への移行

- 入院後3か月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

(都道府県・市町村)

- 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

(都道府県)

- 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
- 委託訓練事業の受講者数
- 障害者試行雇用事業の開始者数
- 職場適応援助者による支援の対象者数
- 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

1 計画の概要

背景・趣旨、位置付け

- ・ 障害者総合支援法第89条第1項に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的として策定するもの
- ・ 平成27年●月に策定した「第5期熊本県障がい者計画」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置付け

計画期間

- ・ 平成27年度から平成29年度までの3年間

計画の推進体制

- ・ PDCAサイクルにより、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講じる

2 計画の基本方針

基本的理念

- (1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 障がい者等が身近な地域で必要とするサービスの確保
- (3) 障がい者等の生活を地域全体で支え合う体制づくり

基本的な考え方

- (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保
- (2) 相談支援の提供体制の確保
- (3) 障がい児支援の提供体制の確保

3 障がい者等を取り巻く状況

- (1) 統計データ（①人口の状況、②高齢化の状況、③障がい者等の状況）
- (2) アンケート調査
- (3) 障がい当事者・家族団体からの意見聴取
- (4) 障害福祉サービスの体系

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

4

成果目標と活動指標（平成29年度を目標年度とする成果目標を設定）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 地域生活移行者の増加
施設入所者(H25年度末)の●%の●人が地域生活へ移行
- (2) 施設入所者の削減
施設入所者(H25年度末)から●%の●人削減

項目	数値	考え方
H25年度末時点における入所者（A）	2,984 人	H26.3.31の施設入所者数
目標年度入所者（B）	● 人	H29年度末時点の利用人数
【目標値】削減見込（A-B）	● 人 (●%)	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	● 人 (●%)	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

3 地域生活支援拠点等の整備

各市町村のヒアリング結果等を踏まえ、記述予定

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

- (1) 入院後3か月時点の退院率の上昇
H29年度における入院後3か月時点の退院率を●%以上
- (2) 入院後1年時点の退院率の上昇
H29年度における入院後1年時点の退院率を●%以上
- (3) 在院期間1年以上の長期在院者数の減少
H29.6末時点の長期在院者数をH24.6末時点の長期在院者数から●%以上削減

項目	数値	考え方
【目標値】目標年度における入院後3か月時点の退院率	● %	H29年度において入院後3か月経過時点の退院率
【目標値】目標年度における入院後1年時点の退院率	● %	H29年度において入院後1年経過時点の退院率
H24.6末時点の長期在院者の数	5,475 人	H24.6末時点において入院期間が1年以上の長期在院者の数
【目標値】目標年度における長期在院者数の削減率	● % (●人)	H29.6末時点において入院期間が1年以上の長期在院者数のH24.6末時点からの削減率

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

4

成果目標と活動指標（平成29年度を目標年度とする成果目標を設定）

4 福祉施設から一般就労への移行等

- (1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
H24年度実績（139人）の●倍の年間●人
- (2) 就労移行支援事業の利用者の増加
H25年度末利用者（486人）から●割以上増加し、●人
- (3) 就労移行支援事業所の就労移行率の増加
就労移行率が3割以上の事業所を全体の●割以上

(4) 障がい者の就労支援に向けた取組み

- ① 工賃向上計画の策定・推進
- ② 障がい者優先調達推進方針の策定・推進

項目	数値	考え方
H24年度の一般就労移行者数	139人	H24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	●人 (●倍)	H29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
H25年度末の就労移行支援事業の利用者数	486人	H25年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度末の就労移行支援事業の利用者数	●人 (●倍)	H29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】目標年度末の就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上	●%	H29年度末において就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

項目	数値	考え方
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数	●人	H29年度において、福祉施設利用者のうち、チーム支援を受ける者の数
障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	●人	H29年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、委託訓練事業を受講する者の数
障害者トライアル雇用事業の開始者数	●人	H29年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち障害者トライアル雇用事業を開始する者の数
職場適応援助者による支援の対象者数	●人	H29年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、職場適応援助者による支援を受ける者の数
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	●人	H29年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターによる支援を受ける者の数

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

5

障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

市町村障害福祉計画における数値を基本として、平成29年度までの各年度における必要な量の見込みを設定

1 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

訪問系

- ①居宅介護
重度訪問介護
同行援護
行動援護
重度障害者等包括支援
●人/月 ●時間/月

居住系

- ⑩共同生活援助
●人/月
- ⑪施設入所支援
●人/月

日中活動系

- ②生活介護
●人/月
●人日/月

- ③自立訓練
(機能訓練)
●人/月
●人日/月

- ④自立訓練
(生活訓練)
●人/月
●人日/月

- ⑤就労移行支援
●人/月
●人日/月

- ⑤就労継続支援
(A型)
●人/月
●人日/月

- ⑤就労継続支援
(B型)
●人/月
●人日/月

- ⑧療養介護
●人/月

- ⑨短期入所
●人/月
●人日/月

相談支援

- ⑫計画相談
支援
●人/月

- ⑬地域移行
支援
●人/月

- ⑭地域定着
支援
●人/月

2 障がい児支援等の種別ごとの必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

- ①児童発達支援
●人/月 ●人日/月

- ②放課後等デイサービス
●人/月 ●人日/月

- ③保育所等訪問支援
●人/月 ●人日/月

- ④医療型児童発達支援
●人/月 ●人日/月

- ⑤福祉型児童入所支援
医療型児童入所支援
●人/月

- ⑥障害児相談支援
●人/月

熊本県障がい福祉計画（第4期：平成27～29年度）概要

6

障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

- 1 基本的な考え方
サービスを担う人材の確保や資質の向上、サービスの質の向上、障害者虐待防止、権利擁護の取組みを推進
- 2 実施する事業の内容
 - (1) サービスの提供に係る人材の育成
 - (2) 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価
 - (3) 障がい者等に対する虐待の防止、権利擁護の取組み

7 障がい児支援

- 1 基本的な考え方
障がい児及び家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供
- 2 具体的施策
 - (1) 地域療育支援体制の整備等
こども総合療育センターを拠点とした地域療育の支援
在宅の重症心身障がい児（者）の日中活動の場の確保 等
 - (2) 発達障がいに関する支援
発達障がいに関する相談支援体制の充実 等

8

地域生活支援事業の実施

- 1 事業の実施に関する考え方
障がい者等の自立した地域生活を支援するため、市町村が実施する地域生活支援事業に加えて、県においては、専門性の高い相談支援事業や広域的な支援事業等を実施
- 2 実施する事業の内容
 - (1) 専門性の高い相談支援事業
(例)発達障害者支援センター運営事業 等
 - (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
(例)手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 等
 - (3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
(例)盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 等
 - (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
 - (5) 広域的な支援事業
(例)精神障害者地域生活支援広域調整等事業 等
 - (6) 任意事業
(例) サービス・相談支援者、指導者育成事業
日常生活・社会参加支援、権利擁護支援 等

9

熊本県障がい福祉計画(第1期～第3期)の実績